

労働者派遣法の 抜本改正を今すぐ



大企業の利益は回復、 労働者の賃金は減少の一途

08年秋のリーマンショックに端を発した「派遣切り」が大きな社会問題となり、首都東京に〆年越し派遣村、が出現したのをはじめ、全国で深刻な事態が広がりました。大企業による冷酷・非情な「派遣切り」によって、派遣労働者の24%が職を失いました(図)。

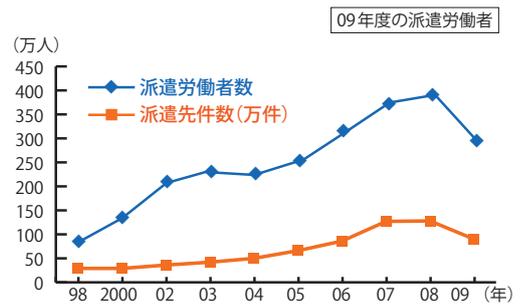
09年から10年にかけて、大企業はリーマン・ショック以前の利益水準を回復しました。しかし、雇用情勢は依然深刻で、労働者の年収は1年間に5.5%も減少しています。

有期・非正規雇用の規制を!

今日の雇用破壊の実態を改善し、正規で働くのが当たり前の社会をつくる必要があります。すべての労働者が将来に展望が持てる労働環境＝「安定した良質な雇用」が求められています。

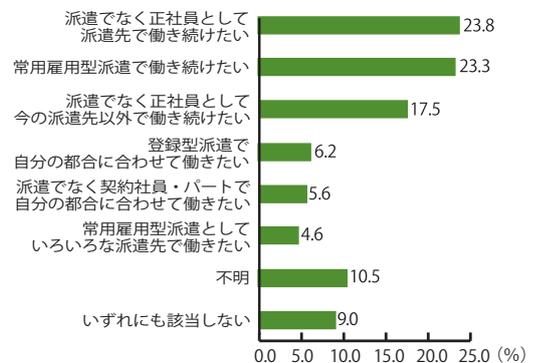
その、第一歩として、雇用破壊の元凶となった労働者派遣法を抜本改正することや、「期間の定めのない直接雇用」と「均等待遇」を雇用の大原則にした有期労働契約への規制を強めるべきです。

大量派遣切りで24%減少…



注) 派遣労働者数は、派遣事業における常時雇用労働者数および過去1年以内に労働者派遣されたことのある登録者数の合計
資料: 厚労省「労働者派遣事業報告の集計結果」

派遣社員の4割が正社員化を希望



資料: 厚労省「派遣労働者実態調査」(2008年)



全労連 / 労働法制中央連絡会

〒113-8462 東京都文京区湯島2-4-4 全労連会館4F
TEL 03-5842-5611 FAX 03-5842-5620
http://www.zenroren.gr.jp 労働相談フリーダイヤル 0120-378-060

労働者派遣法の早期抜本改正と雇用の安定を求める請願

2011年 月 日

衆議院議長 殿
参議院議長 殿

【請願趣旨】

「年越し派遣村」から2年、派遣・非正規労働者の解雇・雇止めは30万人を突破し、高校生・大学生の「新就職氷河期」など、深刻な雇用情勢が続いています。失業期間が長引き、蓄えも底をついて住居喪失や生活困窮状態に陥る事例も後を絶ちません。

内需を拡大し、日本経済を建て直すためにも、雇用破壊の現状を変えることが切実な課題であり、その第一歩が労働者派遣法の抜本改正です。また、ますます常用代替となり、雇用の不安定化させている有期労働契約の規制が必要です。

しかし、昨年通常国会に政府改正案が提出されて以降、ほとんど審議がおこなわれないという異常な状況が続いています。早期に審議入りし、派遣労働者の切実な声や実態に基づく議論を尽くし、よりよい改正を実現することなど、安定した良質な雇用を取り戻す労働法制の改正が強く求められています。

以上の趣旨から、下記事項の実現を求めます。

【請願項目】

- ① 雇用破壊をただし、安定した良質な雇用を実現するため、「期間の定めのない直接雇用」と「均等待遇」を原則とした労働法制の見直しをすすめること
- ② 労働者派遣法の改正については、登録型派遣・製造業派遣の全面禁止、違法派遣等の場合の派遣先企業への直接・無期雇用の義務づけ、派遣先労働者との「均等待遇」原則の義務づけ、専門業務の真に「高度かつ専門的な業務」への限定など、労働者派遣の実態に基づくよりよい改正内容とすること

氏名	住所

※上記個人情報は国会請願以外には使用しません。